

2020年度商法第1問・解答例

1 第1 小問（1）について

- 1 P社は、R銀行に対し、民法121条の2に基づく原状回復請求として530万円の返還請求を行うことが考えられる。
- 2 P社とR銀行は本件保証契約を締結しており、それに基づきP社はR銀行に対して530万円を支払っている。そこでP社は、本件保証契約は、取締役会決議を欠く利益相反取引（365条1項、356条1項3号）に当たり「無効な行為に基づく債務の履行」があったと主張する。
 - (1) まず、本件保証契約はP社とR銀行との間における取引行為であるから、356条1項2号の直接取引には当たらず、356条1項3号の間接取引該当性が問題となる。「利益が相反する取引」とは、会社・第三者間の取引であって外形的・客観的に会社の犠牲において取締役に利益が生じる形の取引行為をいう。本件の主債務者たるQ社は、P社の取締役であるBが80%以上の株式を保有しており、Bの親族名義のものと合算すると実質的に全株式をBが保有していたといえる。とするとQ社に帰属する利益は客観的にBに帰属するといえるのであり、外形的・客観的にP社の犠牲においてBに利益が生じる形の取引行為である。したがって、間接取引に当たる。
 - (2) 利益相反取引の承認決議においては、「重要な事実」の開示が必要となる（356条1項柱書）。「重要な事実」とは、利益相反取引が会社に及ぼす影響を判断するために必要な事実であるが、本件ではQ社の株式をBが保有していたという利益相反を基礎づける基本的な情報すら開示されておらず、重要な事実の開示を欠く。したがって、本件

2 決議は、利益相反取引の承認決議とすら評価し得ない。よって、本件保証契約締結は承認決議を欠く。

- (3) また、本件決議はBが議決に加わっている。Bが特別利害関係取締役に当たれば、議決から排除される（369条2項）。本項の趣旨は取締役の忠実義務違反（355条）の事前防止と決議の公正性担保にあるから、特別利害関係とは、取締役が会社の利益よりも個人的利益を優先する状況が存在し、そのような取締役の参加により公正な決議ができないおそれがある場合をいう。Bは本件の利益相反取締役であり、本件保証契約から利益を受ける者といえるから、上記の場合に該当する。したがって、Bは特別利害関係取締役に当たる。

よって、Bが議決に加わった本件決議には瑕疵がある。瑕疵のある取締役会決議は法の一般原則に従い、決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情がない限り、無効である。

Bが議決から排除された場合、A及びCは賛成、Dは反対、Eは棄権であるから、賛成2人では「議決に加わることのできる取締役」4人の「過半数」をみたさず、本件決議は成立しない（369条1項）。したがって、上記特段の事情は認められないから、本件決議は無効である。

- (4) よって、本件保証契約は承認決議を欠く利益相反取引に当たる。もっとも、間接取引の相手方である第三者との関係においては、取引安全の見地から、当該取引の利益相反取引該当性、及び承認決議の欠陥につき、当該第三者が悪意であることを主張立証した場合に、会社は

- 3 第三者に対して無効を主張できる。
- 本件で、R銀行が、Bが利益相反取締役であること、又は本件決議が無効であること、若しくは本件決議が承認決議に当たらないことについて悪意であったことをP社が立証した場合、P社はR銀行に対し本件保証契約の無効を主張できる。
- 3 第2に、本件保証契約は、取締役会決議を欠く多額の借財に当たり無効であると主張する。
- (1) 保証契約の締結は「借財」に当たるが、本件保証契約が「多額の借財」に当たれば取締役会決議を要する（362条4項2号）。「多額の借財」該当性は、借財の額、会社の総資産・経常利益等に占める割合、借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断する。そして、主債務の額は500万円であり、比較的大きい。たしかに、これがP社の総資産に占める割合は0.5%であるが、P社の定款によると、300万円以上の債務保証には取締役会決議を要するというのが従来の取扱いである。よって、総合的に見ると本件保証契約は多額の借財に当たる。
- (2) そして、前述のように本件決議は無効であるところ、取締役会決議を欠く多額の借財の効力について、代表取締役は業務に関する一切の行為をする権限を有することに鑑みれば、内部的意思決定を欠くことどまり原則として有効であるが、相手方が決議を欠くことにつき悪意有過失の場合は無効である。本件で、R銀行は与信先であるQ社の審査においてQ社の株主構成及び大株主Bの存在を知ることは容易であ

- 4 ったといえ、しかもBが決議に参加していることは議事録の記載から明らかであった。専門家たる銀行は決議の法的有効性を慎重に調査すべきところ、これを怠ったのであるから、R銀行には決議の無効を知らなかつことについて過失がある。よって、P社はR銀行に対し、多額の借財である本件保証契約の無効を主張できる。

第2 小問（2）について

- 1 P社はA、B、C、D及びEに対して、任務懈怠責任に基づく損害賠償請求を行うことが考えられる（423条1項）。
- 2 まず、Bについては、本件の利益相反取引によりP社に530万円の「損害」が生じており、Bは利益相反取締役であるから、任務懈怠が推認される（423条3項1号）。また、A及びCについても、承認決議に賛成しているのであるから同様の推定が及ぶ（同項3号）。さらに、Eは確かに棄権しているが、棄権は「議事録に異議をとどめ」たとはいはず、決議に賛成したものと推定され（369条5項）、3号の推定も及ぶ。これに対し、本件決議に反対したDに推定は及ばないため、任務懈怠の事実を主張すべきであるが、その内容としては①本件決議の無効又は承認決議の欠缺を理由とする法令違反、②利益相反取引に係るBの忠実義務違反（355条）及びA、C、D及びEの善管注意義務違反（330条、民法644条）が考えられる。P社は、上記を前提に各役員の帰責事由（428条）、損害、因果関係の主張をすることになる。
- 3 上記の検討の結果、複数の取締役がP社に対して損害賠償義務を負う場合、これらは連帯債務となる（430条）。以 上